

# 平成30年度さいたま市中小企業融資制度変更点

平成30年4月1日

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

## 第1章 平成30年度さいたま市中小企業融資制度の各資金の拡充等

### 1、融資制度の対象者の要件変更

	変更前	変更後
事業歴	申込日以前引き続き1年以上同一の事業を営んでいること	市内で事業を営んでいること ただし、小口資金のみ、埼玉県内で一年以上同一の事業を営んでいること
住民票及び登記要件	個人：市の住民票の記録の届出の日から6月以上経過していること 法人：市内に本店の登記をしてから6月以上経過していること	個人：市の住民票の記録の届出をしていること 法人：市内に本店の登記をしていること

これにより、例えば他市から市内に移転して間もない方でも本市制度融資の利用が可能となるとともに、市内で新規事業を取り組みたい方も資金を利用できます。

### 2、各制度融資の見直し

#### (1)小口資金

	変更前	変更後
①融資限度額 (法改正に伴うもの)	12,500千円	20,000千円
②据置期間	運転資金6か月 設備資金12か月	運転資金12か月 設備資金12か月
③利率	1.40%	1.20%

## (2)中口資金

	変更前	変更後
①据置期間	運転資金 6 か月 設備資金 1 2 か月	運転資金 1 2 か月 設備資金 1 2 か月
②返済方法	元金均等割賦償還	元金均等月賦償還。ただし、期間が 1 2 か月以内の場合、一括返済も可とする。

## (3)セーフティネット資金（第 5 号認定関係）

	変更前	変更後
①セーフティネット 5号認定の保証割合	保証割合 1 0 0 %	保証割合 8 0 %
②保証料率	年 0 . 7 7 %以内	年 0 . 6 5 %以内（※）

※セーフティネット第 1 号から第 4 号、第 6 号の認定を受けた場合は、1 0 %保証であり、保証料率は 0 . 7 7 %となります。

## (4)創業支援資金

	変更前	変更後
①融資限度額	1 5 , 0 0 0 千円	2 0 , 0 0 0 千円
②返済期間	運転資金 7 年以内 設備資金 1 0 年以内	運転資金 1 0 年以内 設備資金 1 0 年以内
③利率	1 . 1 0 %	0 . 8 0 %
④自己資金要件	創業前の申込者は創業に必要となる経費の 5 0 %は自己資金で賄うことが要件。	自己資金要件は設けず。 ※金融機関及び保証協会による申込金額の妥当性等の審査は持続。

## 第2章 平成30年度さいたま市中小企業融資制度の受付の見直し

さいたま市中小企業融資制度の受付方法が変わります。ただし、従前通り、受付場所は「公益財団法人さいたま市産業創造財団」になります。

### 「受付機関」

名 称：公益財団法人さいたま市産業創造財団

住 所：〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-4-3

さいたま市産業文化センター4階

連絡先：048-851-6391

### 「受付手続の見直しについて」

#### (1) 受付の流れの変更

平成30年度からは、融資申込書に財団が受付印を押印して手続きが完了します。あっせん決定通知の発行はなくなります。

#### ○平成29年度

①財団へ申込⇒②諸手続き⇒③市あっせん決定⇒④市あっせん決定書発行  
⇒⑤財団にてあっせん決定書郵送



見直し

#### ○平成30年度

①財団へ申込⇒②その場で確認(※)⇒③適正であれば受付し手続き完了  
※現地調査が必要となる案件もございますので、ご了承ください。

#### (2) 申込の際の必要書類

融資申込書+添付書類一式

融資申込書の様式が改正されてますのでご注意ください。

(3) 申込が認められた場合

申込書等書類に不備がなければ、財団にて受付後、申込書の写しを2部（金融機関用・保証協会用）作成し、申込者（※）に返却します。写しの2部は申込者（※）から金融機関へ渡していただきます。なお、申込書の原本、個人情報提供に関する同意書及び委任状（申込者が金融機関へ委任した場合）を除く資料は申込者（※）へ返却します。

※委任を受けた金融機関の場合は金融機関。

(4) 代理で申込む場合

申込者が金融機関へ申込を委任する場合、金融機関は委任状をもって財団にご提出ください。

(5) 現地調査を省略できる場合

申込者が、申込みを委任された金融機関である場合又は既存の市制度融資の残高があり、条件変更・返済延滞していない者の場合は、現地確認を省略できます。

(6) 金融機関による受付後の手続きについて

- ・「中小企業融資報告書」により、融資の実行及び否決等についてご記入いただき、ご提出ください。
- ・「中小企業融資設備完了報告書」により、設備資金を取り扱った場合、融資実行後にご提出ください。（金融機関経由でご提出ください。）
- ・「中小企業融資条件変更報告書」により、融資実行後に貸付条件の変更（返済緩和等）及び連帯保証人の変更等諸条件の変更がございましたらご提出ください。

(7) 注意点

- ・仮受付できません。
- ・融資申込書のフォームが変わります。
- ・資料は財団用に各1部ずつご提出ください。今まで3部ご用意いただいていた資料（決算書等）はすべて1部のみでお申し込みできます。
- ・ご用意いただいた書類は、申込書+個人情報の提供に関する同意書+委任状（申込者が金融機関へ委任した場合）を除き、お返しいたします。

【問い合わせ先】

「今回の改正について」

さいたま市経済局商工観光部経済政策課  
〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1362

「融資のご相談について」

公益財団法人さいたま市産業創造財団  
〒338-0002

埼玉県さいたま市中央区下落合 5-4-3

さいたま市産業文化センター 4階

TEL 048-851-6391